留萌市水道事業告示第１号

　留萌市水道事業管路情報等の閲覧等に関する要綱を次のように定める。

　　　平成３１年２月１３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　留萌市水道事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　留萌市長　中　西　俊　司

留萌市水道事業管路情報等の閲覧等に関する要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、管路情報等の閲覧及び写しの交付の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「管路情報等」とは、次に掲げるもの及びそれに付属する資料とする。

(1)　管路平面図

(2)　工事竣工図

(3)　給水装置工事承認申込書

(4)　給水台帳図

（閲覧の方法）

第３条　管路情報等の閲覧は、留萌市水道事業に設置された水道管路情報システム（以下「管路情報システム」という。）の電磁的記録により表示したモニター（以下｢モニター｣という。）又は管路情報等の写しにより行う。

２　管路情報システムの操作は、留萌市水道事業職員が行う。

（交付の方法）

第４条　管路情報等の写しの交付は、管路情報システムの端末から留萌市水道事業指定用紙への出力により行う。

２　管路情報システムの操作は、留萌市水道事業職員が行う。

３　管路情報等の写しの作成に係る用紙のサイズは次のいずれかとする。

(1)　日本工業規格Ａ列３番

(2)　日本工業規格Ａ列４番

（閲覧等の受付日及び受付時間）

第５条　管路情報等の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）の受付日及び受付時間は、留萌市の休日を定める条例（平成５年３月２９日条例第２２号）に定める日を除き、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、水道事業の管理者の権限を有する市長（以下「市長」という。）は閲覧等の受付日及び受付時間を変更することができる。

（閲覧等の請求）

第６条　管路情報等の閲覧等を行うものは、管路情報等閲覧申込書兼交付請求書（別紙様式１）を担当職員へ提出しなければならない。

２　前項の規定により閲覧等を請求する場合、請求を行うものは、運転免許証、健康保険の被保険者証その他法令の規定により交付された書類であって、請求を行うものが本人であることを確認するに足りうるものを提示しなければならない。また、請求者と請求を行う設備に係る建物又は土地の所有者若しくは使用者が異なる場合は、当該設備に係る建物又は土地の所有者若しくは使用者が記名及び押印した委任状（別紙様式２）を提出しなければならない。

３　留萌市指定給水装置工事事業者は、水道管路情報システム利用担当者申請書（別紙様式３）により利用担当者を選任することで、第１項及び第３条第２項、第４条第２項の規定にかかわらず、管路情報等閲覧申込書兼交付請求書の提出を省略し、自ら管路情報システムを操作し閲覧等を行うことができるものとする。ただし、利用担当者が閲覧等を行う際は、その使用目的等を利用記録簿へ記入しなければならない。また、利用担当者に変更があった場合は、速やかにその変更について申請しなければならない。

４　管路情報等閲覧申込書兼交付請求書及び委任状、水道管路情報システム利用担当者申請書の電話、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

５　閲覧等を行う管路情報等は利用目的の達成に必要な範囲でのみ認め、利用目的に不要と考えられる管路情報等の閲覧等は認めない。

（閲覧等の費用の負担について）

第７条　管路情報等の閲覧等に係る費用の負担については、留萌市情報公開条例（平成１１年１２月２４日条例第３３号）第１３条の定めるところにより、次のとおり定める。

２　閲覧に係る費用は、無償とする。

３　管路情報等の写しの交付に係る費用は別表第１に掲げる金額とする。

４　前項に定める費用は、国または地方公共団体において公用又は公共用として使用する場合は免除とする。

５　第３項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は閲覧等の費用を免除することができる。

（同意事項）

第８条　管路情報等の閲覧等を行うものは次に掲げる事項について同意したうえで、閲覧等の申し込みを行うものとする。

(1)　管路情報等の閲覧等を行うものは、この要綱の定め及び職員の指示に従わな

ければならない。

(2)　管路情報等の写しを目的以外の用途に使用しない。

(3)　モニターに表示された内容及び管路情報等の写しの内容は、現地の状況は、

異なる場合がある。

(4)　管路情報等の写しは証明書としての効力を一切有しない。

(5)　自ら所有するカメラ(電磁的記録により撮影記録を保存するデジタルカメラ

等を含む。)等によりモニターに表示された情報や管路情報等の写しを撮影し

てはならない。

(6)　閲覧等で得た各種情報により生じた直接的又は間接的な損害や不利益に関

し、水道事業は一切その責任を負わない。

(7)　閲覧等で得た各種情報の利用により、第三者との間に生じた紛争等につい

て、水道事業では一切その責任を負わない。

(8)　閲覧等で得た情報について、閲覧等を行ったものの責による漏洩等が発生し

た場合、水道事業に対して速やかに報告すること。また、水道事業はその漏洩

等によって生じた損害について、損害賠償を請求することができる。

（閲覧等の制限）

第９条　留萌市水道事業は、閲覧等の申込者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、閲覧等を制限することができる。

(1)　交付に係る費用の負担を拒否したもの。

(2)　管路情報等の閲覧等の請求について、その内容の全部又は一部に虚偽の事項

を記入し、管路情報等の閲覧等を行ったもの又は行おうとしたもの。

(3)　前条の同意事項に同意しないもの。

(4)　前条の同意事項に違反したもの。

（その他必要事項）

第10条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要なものは、別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。